

新旧対照表

○神奈川県墓地等の経営等の許可に係る審査基準

新	旧
<p>第3 事前協議</p> <p>1 条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第4条第3項第1号及び第6号に規定する<u>土地の登記事項証明書及び法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）</u>は、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付されたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 条例第4条第3項第3号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線から水平投影面における距離で200<u>メートル</u>（火葬場にあつては、500<u>メートル</u>）以内の見取図で、墓地等の周囲110<u>メートル</u>（火葬場にあつては、300<u>メートル</u>）の境界線を記載し、かつ建物の所有者及び住民の住所及び氏名を明示し、<u>申請者が知事との事前協議を申し出る前30日以内の情報が記載されているもの。ただし、見取図に建物の所有者及び住民の住所及び氏名を直接記載することが困難な場合にあつては、建物の所有者及び住民の住所及び氏名を明示し、当該見取図と突合による確認が可能なもの（以下、「説明会対象住民リスト」という。）を添付することで記載に代えることができる。なお、住民の氏名の調査が不可能である建物については、住民の氏名を除く。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 条例第4条第3項第5号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に、<u>法務局が発行し、登記官による証明がなされたもので、土地の所有者の住所及び氏名を明示し、申請者が知事との事前協議を申し出る前30日以内の情報が記載されている図面。ただし、公図の写しに土地の所有者の住所及び氏名を直接記載することが困難な場合にあつては、土地の所有者の住所及び氏名を明示し、当該公図の写しと突合による確認が可能なもの（以下、「説明会対象土地所有者リスト」という。）を添付することで記載に代えることができる。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第3条第4項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次</p>	<p>第3 事前協議</p> <p>1 条例第4条第3項に規定する墓地等経営計画協議書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第4条第3項第1号及び第6号に規定する<u>土地の登記簿謄本並びに法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書</u>は、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付されたもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 条例第4条第3項第3号に規定する墓地等の付近の見取図は、墓地等の境界線から水平投影面における距離で200<u>m</u>（火葬場にあつては、500<u>m</u>）以内の見取図で、墓地等の周囲110<u>m</u>（火葬場にあつては、300<u>m</u>）の境界線を記入し、かつ<u>土地及び建物の所有者並びに住民の住所、氏名を明示したものの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 条例第4条第3項第5号に規定する公図の写しは、墓地等経営計画協議書提出日前90日以内に交付され、作成者の住所、氏名、作成年月日が明記され、<u>土地所有者の住所及び氏名が記載されている図面</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第3条第4項第2号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次</p>

新	旧
<p>のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墓地等の経営に当たり他の法令の規定による許可等を要するものにあつては、<u>次のいずれかの書類</u></p> <p><u>ア 当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類</u></p> <p><u>イ 当該法令の規定による許可等が審査の途中である場合には、申請書の写し等申請済みであることが確認できる書類並びに申請者の申出書等当該法令の許可取得に関する進行状況及び許認可権者の指導内容等が確認できる書類</u></p>	<p>のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 墓地等の経営に当たり他の法令の規定による許可等を要するものにあつては、<u>当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類又は申請書の写し等申請状況が確認できる書類</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>第4 経営計画の周知</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 条例第5条第2号に規定する説明会は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 説明会は、複数回実施し、近隣住民等が参加できるよう必要に応じて曜日、開催時刻又は開催場所等を変更すること。</u></p> <p><u>(2) 説明会開催の周知の方法は、近隣住民等に個別に文書を送付するほか、近隣住民等の属する自治会の回覧板又は掲示板への掲示等、複数の手段により行うこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、第4の4の(3)に規定する説明事項を送付又は直接手渡す等の方法により別途周知し、その周知状況について記録しておくこと。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 規則第4条第3項に規定する管理責任者とは、当該施設の長などとする。</p> <p>7 (略)</p> <p><u>8 規則第4条第4項第6号に規定するその他知事が必要と認める事項とは、説明会の開催の周知を行った近隣住民等の住所及び氏名並びに周知方法とする。</u></p>	<p>第4 経営計画の周知</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 条例第5条第2号に規定する説明会は、次のとおりとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 説明会に参加しなかった近隣住民等に対しては、第4の4の(1)に規定する説明事項を別途周知するものであること。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 規則第4条第3項に規定する管理責任者とは、<u>学校、病院、福祉施設等にあつては当該施設の長などとする。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>(新規)</p>
<p>第6 経営許可の申請</p> <p>1 条例第8条第1項に規定する経営許可の申請に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>2 条例第8条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。</p>	<p>第6 経営許可の申請</p> <p>1 条例第8条第1項に規定する経営許可の申請に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>2 条例第8条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第8条第2項第2号に規定する書類は、第3の1の規定に準じた書類であること。このうち、条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は次の書類を添付するものであること。 ア <u>墓地経営許可申請書の提出日前30日以内の</u>自己資金に係る預金等の残高証明書 イ・ウ (略)</p> <p>(3) 条例第8条第2項第3号に規定する承認書で、宗教法人を包括する宗教法人のほか承認が必要な場合は、当該承認書の写し。<u>なお、墓地経営許可申請時に、包括法人の承認書の写しが提出できない場合においては、その事由及び墓地経営許可後、速やかに包括法人の承認書の写しを提出する旨を記載した申出書</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第8条第2項第2号に規定する書類は、第3の1の規定に準じた書類であること。このうち、条例第4条第3項第8号に規定する資金計画書は次の書類を添付するものであること。 ア 自己資金に係る預金等の残高証明書  イ・ウ (略)</p> <p>(3) 条例第8条第2項第3号に規定する承認書で、宗教法人を包括する宗教法人のほか承認が必要な場合は、当該承認書の写し</p>
<p>3～4 (略)</p> <p>5 第6の4に規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、当該契約内容を履行した事実を確認できる当該土地の<u>登記事項証明書等</u>を確認の<u>うえ</u>墓地等の経営を許可するものであること。<u>ただし、許可に当たり、当該契約内容を履行することができない相応の事由があると認められる場合には、遅くとも工事完了届の提出までに履行すること。</u></p>	<p>3～4 (略)</p> <p>5 第6の4に規定する契約書の写しを墓地等経営許可申請書に添付された場合にあつては、当該契約内容を履行した事実を確認できる当該土地の<u>登記簿謄本等</u>を確認の<u>上</u>墓地等の経営を許可するものであること。</p>
<p>6 <u>規則第6条第4項第4号に規定するその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>宗教法人法(昭和26年法律第126号)第25条第1項に規定する財産目録又は収支計算書を作成している宗教法人が同法第6条第1項に規定する公益事業として墓地等を経営する場合は、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から過去3年間の当該財産目録及び収支計算書</u></p> <p>(2) <u>墓地等の経営に当たり他の法令の規定による許可等を要するものにあつては、次のいずれかの書類</u> ア <u>当該法令の規定による許可書の写し等許可を確認できる書類</u> イ <u>当該法令の規定による許可等が審査の途中である場合には、申請書の写し等申請済みであることが確認できる書類並びに申請者の申出書等当該法令の許可取得に関する進行状況及び許認可権者の指導内容等が確認できる書類</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>第8 設置場所の基準</p> <p>1 条例第10条第1号、規則第6条第4項及び規則第7条第1項に規定する基準等については、別表に掲げるとおりとする。なお、抵当権の設定等とは、抵当権及び根抵当権の設定、又は差押など墓地等の使用が制限される可能性</p>	<p>第8 設置場所の基準</p> <p>条例第10条第1号、規則第6条第4項及び規則第7条第1項に規定する基準等については、別表に掲げるとおりとする。なお、抵当権の設定等とは、抵当権及び根抵当権の設定、又は差押など墓地等の使用が制限される可能性のある</p>

新	旧
<p>のある権利が設定されていることをいう。</p> <p><u>2 規則第7条第2項に規定する建物及び同条第3項に規定する施設との最短の距離には、その用途として一体的に管理される敷地も当該建物及び当該施設の範囲に含めるものとする。</u></p> <p>第9 墓地の構造設備基準</p> <p>1 条例第11条第2号ただし書に規定する知事が適当と認めるときとは、当該施設を一体の墓地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ管理が十分行き届く範囲に次の施設を確保できるときとする。なお、当該施設についても条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第15 工事完了の届出等</p> <p>1 条例第19条第4項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置が講じられる場合であって知事が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始して支障ないものとする。<u>ただし、使用を開始しようとする当該範囲について、条例第11条が定める墓地の構造設備基準を満たしていること。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16 書類の提出部数</p> <p>規則第15条に規定する知事に提出する書類は、正本1部、副本2部（規則第2条の規定により保健福祉事務所に事務を委任するもの又は町村に意見照会を行わないもの）にあつては正本1部、副本1部）とする。ただし、墓地及び納骨堂等の設置場所が複数の市町村にまたがる場合は、関係する市町村の必要数に応じて副本を加えるものとする。</p>	<p>権利が設定されていることをいう。</p> <p>(新規)</p> <p>第9 墓地の構造設備基準</p> <p>1 条例第11条第2号ただし書に規定する知事が適当と認めるときとは、当該施設を一体の墓地内にやむを得ず確保できない場合であって、墓地利用者の便益に多大な支障を来さず、かつ管理が十分行き届く範囲に次の施設を確保できるときとする。なお、当該施設についても条例第10条第1号に規定する設置場所の基準に適合していること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第15 工事完了の届出等</p> <p>1 条例第19条第4項に規定する許可に係る墓地等の使用について、墓地等の工事が長期となり、次の措置が講じられる場合であって知事が適当と認めるときは、墓地等の経営者は墓地等を一定のまとまりのある範囲ごとに分割して使用を開始して支障ないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第16 書類の提出部数</p> <p>規則第15条に規定する知事に提出する書類は、正本1部、副本2部（規則第2条の規定により保健所に事務を委任する墓地及び納骨堂等にあつては正本1部、副本1部）とする。ただし、墓地及び納骨堂の設置場所が複数の市町村にまたがる場合は、関係する市町村の必要数に応じて副本を加えるものとする。</p>

新							旧								
別表（第8の1関係）							別表（第8関係）								
○ 認める、● 条件付で認める、× 認めない							○ 認める、● 条件付で認める、× 認めない								
内 容		土 地 の 状 況				必要書類	内 容		土 地 の 状 況				必要書類		
		墳墓地	緑地	駐車場	その他				墳墓地	緑地	駐車場	その他			
自己所有地	抵当権 無し	○	○	○	○		自己所有地	抵当権 無し	○	○	○	○			
	抵当権 有り	●	●	●	●	申請者及び抵当権設定 権者の抹消確約書		抵当権 有り	●	●	●	●	申請者及び抵当権設定 権者の抹消確約書		
	国税等差押え 有り	×	×	×	×			国税等差押え 有り	×	×	×	×			
自己所有地以外	第三者所有地	抵当権、差押え等 無し	●	●	●	●	申請者及び土地所有者 の譲渡確約書	自己所有地以外	第三者所有地	抵当権、差押え等 無し	●	●	●	●	申請者及び土地所有者 の譲渡確約書
		抵当権、差押え等 有り	×	×	×	×				抵当権、差押え等 有り	×	×	×	×	
	借地	申請者の地上権設定 有り	×	●	●	●	地上権設定契約及び 土地賃貸借契約書の写し	借地	申請者の地上権設定 有り	×	●	●	●	地上権設定契約及び 土地賃貸借契約書の写し	
		申請者の地上権設定 無し	×	×	×	×			申請者の地上権設定 無し	×	×	×	×		
注 1 墳墓地とは、墳墓を設けるための区域で、通路を含む。 2 抵当権抹消確約、所有権譲渡確約、地上権設定契約及び売買予約契約の実行時期は、許可後1ヶ月以内までとし、それまで墓地の販売は認めない。 3 標記以外の墓地使用が制限される墓地に係る権利は、標記取扱いに準じる。							注 1 墳墓地とは、墳墓を設けるための区域で、通路を含む。 2 抵当権抹消確約、所有権譲渡確約、地上権設定契約及び売買予約契約の実行時期は、許可後1ヶ月以内までとし、それまで墓地の販売は認めない。 3 標記以外の墓地使用が制限される墓地に係る権利は、標記取扱いに準じる。								